

令和3年度 いじめの対応状況について

1 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。
なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
(いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号)

2 いじめの把握

(1) アンケート調査

- ①目的 区内の公立小・中学校におけるいじめ等、児童・生徒間の問題について、調査を通じて現状を把握し、問題の未然防止と早期発見・早期対応を図る。
- ②形式 児童・生徒及び保護者に対するアンケート方式
- ③対象 小学校1年生から中学校3年生までの全児童・生徒・保護者
- ④対象期間 第1回 令和3年4月1日(木)から令和3年6月30日(水)

(2) その他

各期間、教員等による発見、児童・生徒・保護者等の訴えなどにより随時把握する。

3 いじめの発生状況

校種	認知件数(件) ※令和3年6月30日時点	いじめの対応状況 ※令和3年10月15日時点		
		対応を継続中(件)	解決件数(件)	解消件数(件)
小学校	613	19	594	554
中学校	56	3	53	49

※いじめの解決・解消については、いじめが解決してから約3か月間を見守り期間とし、その期間、児童・生徒が安心して学校に通えた場合をいじめの解消としている。

4 いじめの態様

校種	いじめの態様(件)									計
	①悪口	②無視 仲間はずれ	③軽い 暴力	④ひどい 暴力	⑤金品を たかられる	⑥金品を 隠す盗難	⑦嫌なこと をされる	⑧SNSによる 誹謗・中傷	⑨その他	
小学校	367	101	214	2	1	59	29	7	7	786
中学校	27	5	6	0	0	10	4	8	0	60

※1件につき、複数の態様が含まれる場合があるため、合計はいじめの認知件数と一致しない。

※いじめの態様については、文部科学省が実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」と定義を合わせて実施している。

5 いじめ発見のきっかけ

校種	学校の教職員が発見(件)	学校の教職員以外からの情報により発見(件)
小学校	439	174
中学校	43	13

6 調査結果の分析

- (1) 認知件数が昨年度の同時期と比較して小・中学校ともに増加した（小学校288件・中学校37件増）。また、一昨年度の同時期と比較すると概ね同程度の認知件数であった（小学校32件増、中学校11件減）。

この要因として、学校や教職員にいじめについて理解が浸透し、児童・生徒の気持ちに立って心身の苦痛を感じているものをいじめと認知して丁寧に対応することが定着し、迅速かつ適切に対応するという意識が醸成されていることなどが挙げられる。また、昨年度は、臨時休業及び分散登校により調査期間中の登校日数（学校滞在時間）が前年の6割程度であったことが挙げられる。
- (2) 解消率は小学校で約90%、中学校では約88%であり、解決に向けて「対応を継続中」は小学校は19件、中学校は3件であった。

「対応を継続中」の事例の多くは、学校への聞き取りの結果、深刻ないじめが継続しているということではないが、簡単に解決・解消していると判断せず、指導や見守りを続けていることが理由である。一方、保護者や特別な支援が必要な児童への対応がうまくいかずに解決へと向かっていなかったり、再び悪口を言われたなど嫌な思いをしていることを訴えている児童がいたりするなど、学校の初期対応や児童・生徒への指導がうまくいっていない事例もある。
- (3) 小学校の態様で多いものは、「悪口」、「軽い暴力」、「無視、仲間はずれ」であり、一番多いものは「悪口」で、全体の46.7%を占めている。その中でも、小学校1年生では、「軽い暴力」の割合が37.3%と高く、自分の気持ちを言葉でうまく表現できず暴力をふるってしまう場面が多いことが挙げられる。また、小学校2年生以上では「悪口」の割合が高く、相手の気持ちを考えない発言などで、意図せず相手を傷つけていることが多いことが挙げられる。
- (4) 中学校の態様で多いものは、「悪口」、「金品を隠す盗難」、「SNSによる誹謗・中傷」であり、一番多いものは「悪口」で、全体の45%を占めている。その中でも、中学校1・2年生では、「悪口」の割合が45%以上と高く、中学校3年生では「SNSによる誹謗・中傷」が42.9%と高くなっており、学年が上がるにつれて、対面よりも、オンライン上でのトラブルの割合が高くなっている。
- (5) 「SNSによる誹謗・中傷」の認知件数は、小学校で7件、中学校で8件で、中学校3年生では、態様の42.9%を占めるなど増加傾向（前年度第1回より小学校2件増、中学校6件増）にある。また、学校が認知できていないいじめが潜んでいる可能性も踏まえ、家庭とも連携を図りながら組織的に対応する必要がある。
- (6) いじめ発見のきっかけについては、学校の教職員が発見したり、アンケート調査など学校の取組で発見されたりしているケースが小学校で約72%、中学校で約77%である。各教職員等の関わりや学校の取組がいじめ発見に効果を上げていることが分かる。また、本人や保護者等の学校の教職員以外からの情報がいじめ発見につながるケースは、小学校では約28%、中学校約23%であり、いじめの未然防止・早期発見に向けて、児童・生徒及び保護者等が相談できる体制の構築がより一層求められる。

7 今後の主な取組

- (1) 中野区いじめ防止等対策推進条例の周知及び条例に基づく取組の実行（今年度の重点）

本条例について、中野区教育委員会作成のリーフレット「いじめのない中野区を目指して」を活用し、その内容を教職員や保護者等に周知していく。

中野区いじめ問題対策連絡協議会を一層充実させることにより、学校・関係機関がいじめ問題について連絡・協議を行い連携を強化し、重大事態の未然防止や早期対応が図られるよう努めていく。

また、学識経験者や多方面の専門家により構成された中野区教育委員会いじめ問題対策委員会においていじめ防止等のための対策について審議し、その内容を各学校での対応に活かすよう指導していく。
- (2) 児童・生徒が自らSOSを出そうとする気持ちをつくる
 - ① 子どものSOSを確実に受け止め、適切に支援する力の向上

各学校は、東京都教育委員会が作成した資料などを活用し、教職員の「子供のSOSを受け止め、支援する力」を高める研修を実施し、児童・生徒から相談を受けた際取るべき具体的な行動や取組について理解を深め、児童・生徒が安心して相談できるような指導力を身に付けていけるようにする。

② 「SOSの出し方に関する教育」の確実な実施

各学校は、東京都教育委員会が作成したDVD教材などを活用した授業を、いずれかの学年において年間1単位以上、年間指導計画に位置付け実施する。

③ 様々な窓口による教育相談の強化

中学生を対象とするSNS相談窓口を一人1台タブレットにインストールすることで全員が必要なときに相談できるような体制を整える。また、「こども110番」や都の相談窓口の周知を強化することにより、子どもたちが自分に合った相談方法を選び、課題を解決していけるようにする。

④ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携の強化

各学校は、スクールカウンセラー等による面談や相談室での交流を通して、児童・生徒の状況把握や支援に努める。把握した情報は校内のいじめ対策委員会で共有し、学校全体で組織的に対応していく体制を強化する。また、各学校の効果的な実践事例を、生活指導主任会等において共有し、全校に還元していく取組を継続する。

⑤ 子どもと教職員の信頼関係の構築

一人ひとりの教職員が日常的に子どもとのコミュニケーションを十分に図るとともに、子どもの言葉を受容的・共感的に聞く姿勢を大切に、子どもを信頼していることを示していき、些細なことでも相談しやすい雰囲気をつくる。

(3) 児童・生徒の円滑な人間関係づくりを支援する。

① 児童・生徒の人権感覚の育成

各学校では人権教育の年間指導計画などに沿って、「特別の教科 道徳」をはじめとする授業や様々な体験活動を通じて、「自他の生命を大切に作る心」や「自己肯定感・自己有用感」を育む指導等を積極的に実施する。

中野区人権教育推進委員会では、児童・生徒がいじめやインターネットによる人権侵害等の様々な人権課題や人権尊重の理念を正しく理解できるようモデル授業を実践し、広く教職員に授業を公開する。また、モデル授業の指導案等を指導資料として配布する。

② SNSの正しい使い方やマナーに関する指導の徹底

特別活動等で児童・生徒が「SNS学校ルール」づくりに参画し、見直していく活動を実践するとともに、保護者会やセーフティ教室等の機会において「SNS家庭ルール」づくりを啓発する等、意図的・計画的、継続的に情報モラル教育を推進する。また、「特別の教科 道徳」をはじめとする授業等でモラルなどの倫理観を育成する。

③ コミュニケーションに関わる取組の充実

各学校では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、分かる授業、子ども同士が話し合い、学び合うなど魅力ある授業を通して、互いの良さを認めあえるようにする。また、学校教育の様々な機会を捉え、一人1台端末も活用しながら、互いに認め合う態度を育む取組や、子ども同士が話し合う中で合意形成や自己決定ができるようにする取組を展開する。特に小学校低学年では、温かい言葉での表現や暴力に頼らない解決方法などについて「中野区就学前教育プログラム改訂版 理論編」及び「同 実践編」を活用し、保幼小の学びの連続性の中でも重点的に指導する。

(4) 教職員・保護者への啓発を促進する。

① 教職員の対応力の向上

東京都教育委員会の「いじめ総合対策【第2次 一部改訂】」や「いじめ対策にかかる事例集」、区独自作成の教員用指導資料「中野区いじめ対応ガイドライン」や「子どもたちの自信とやる気を高め 居場所をつくるために」等を活用した校内研修を計画的に実施し、教職員一人ひとりの対応力を向上させる。

② 教職員の人権感覚の向上

教職員の指導や言動が児童・生徒に大きな影響を与えるため、都が配布した「人権教育プログラム（学校教育編）」等を活用し、教職員の人権感覚を磨くようにする。

特に、新型コロナウイルス感染症に関する発言や、職務上知り得た情報の取扱いには十分注意するよう徹底を図る。

③ いじめの発生・対応状況の保護者・地域に対する説明

各学校のいじめ防止基本方針に基づく取組を、保護者会や学校だより等を活用して紹介する。また、学校評議員会等の機会を捉えて定期的にいじめの発生・対応状況を説明し、出席者との意見交換を行う。その内容については、教育委員会に報告する。